



進言

新潟大学教職大学院
教育実践学研究所 教授
長澤 正樹

特別支援学校の今とこれから

特別支援学校は、視覚・聴覚・知的障害と肢体不自由および病弱の5種類が設置されています。比較的障害の重い子どもが対象ですが、実態はさまざまです。近年は「インクルーシブ教育システム」の考えに基づき、障害があっても通常の学級で学ぶ子どもが増えています。そのためか、視覚・聴覚障害の特別支援学校の児童生徒数は激減しています。新潟県では令和4年4月に、両者を合わせた「県立新潟よつば学園」が開校しました。

一方、知的障害の特別支援学校の児童生徒数は増加が続いています。学校数も圧倒的に多いので、知的障害の特別支援学校の現状とこれからを述べていきます。新潟県には県立と市立を合わせて27校が設置されています。在籍児童生徒数は増加が続いており、これは全国的な傾向です。実態を大ざっぱに言えば、知的な遅れが重度もしくは軽度の子どもの増加、二極化が見られます。中には、知的な遅れはあまり見られない発達障害の子どもの少なくともあります。多様な実態に合わせた教育の保障が求められています。

新潟市では令和3年度から、対象を重度の知的障害に限定しました。それまで対象となっていた軽度の知的障害は、特別支援学級対象となりました。今後を考えると重要なのは進路です。中学校の特別支援学級卒業生の6割が普通高校に進学しています。特別支援学校高等部進学は4割ですが、そのうち3割が中途退学もしくは進路変更しています。高校の卒業資格が取れず、進学しにくいことが原因の一つと言えます。

そこで、新潟市にある専門学校では特別支援学校から入学できるコースを令和6年4月に開設予定です。教育がさらに保障されることで、子どもたちの可能性が広がることを期待します。

もを親から引き離す一時保護の実態調査に乗り出す。裁判官が必要性を判断する「司法審査」の導入に向け、課題を洗い出すのが目的。全国の児相にアンケートを依頼した。2025年初頭の新制度施行に向け、マニュアルを作成する。

司法審査は、児相などが保護開始から7日以内に一時保護状を裁判官に請求する仕組み。却下されれば、保護を解除しなければならない。6月に成立した改正児童福祉法で創設され、子どもの権利を擁護する観点から、保護する際に子ども本人から意見を聴取することなどが盛り込まれた。現在、保護の基準などをめぐり検討会で議論しており、会議で出た意見などを踏まえ、保護の基準を内閣府令で示す予定だ。

調査は、全229児相が対象。6〜7月の2カ月間に一時保護が終了したケースについてアンケートを行う。一時保護の理由や親権者の同意の有無、同意を得られるまでにかかる日数などを尋ねるほか、手続き書類の作成を担っている人の立場や、一時保護開始から7日間のうちに照会をかけた関係機関、7日間で取得できない書面など運用に向けた問いを設けている。

調査結果は年内にまとまる見通しで、検討会で共有。児童を安全かつ確実に確保できる要件や、個々の事例が要件に当てはまるか迅速に判断できるようなチェックシートの導入などを検討する。一時保護状の請求手続きについても、請求書の様式などが児相の事務負担にならないよう模索する。さらに、夜間や大型連休中に一時保護をする場合の対応方法などを詰めていく。